

移植用臍帯血基準検討会開催要綱

1. 目的

移植用臍帯血基準検討会（以下「検討会」という。）は、国が定める移植に用いる臍帯血の基準に関し、専門的な観点から検討を行い、案を作成することを目的とする。

2. 検討事項

検討会は、移植に用いる臍帯血の提供について、その安全性その他の品質の確保が図られるよう、採取、調製、保存、検査及び引き渡しに関する基準について検討を行うものとする。

3. 構成

- （１）検討会は、臍帯血移植に関連する学識経験者１０人以内で構成する。
- （２）検討会に座長を置く。座長は、検討会構成員の中から、厚生労働省健康局長が指名する。
- （３）構成員の任期は、平成２６年３月３１日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. その他

- （１）検討会は、厚生労働省健康局長が招集する。
- （２）検討会は、必要に応じ、検討に必要な参考人の参加を求めることができる。
- （３）検討会は知的財産・個人情報等に係る事項を除き、原則公開するとともに議事録を作成し、公表する。
- （４）検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室が行う。
- （５）この開催要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会が定める。